

(目的)

第1条 玉縄台自治会（以下本会と略す）はこの規則により個人情報の適正な取り扱いに関する事項を定めることにより、会員の権利及び利益を保護し事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本会の取扱規則においての「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む)を指す。

(責務)

第3条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報に関する保護に一層努めるものとする。

(周知)

第4条 本会は、この個人情報保護規則を定時総会資料または回覧等により少なくとも年1回は会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第5条 本会は、新しく会員になる際の「自治会入会届け」で氏名・家族構成・住所・電話番号、「退会・休会届け」で連絡先の住所・電話番号、「災害時の支援要否」で本人が要とした場合は生年月日・緊急連絡先の電話番号を取得する。さらにその他の自治会活動で必要な場合に個人情報を取得することがある。但しそれらの情報は会員の同意を得た範囲とする。

(利用)

第6条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿って利用するものとする。

- (1) 会員名簿の作成、会員地図の作成・配布
- (2) 会費の請求および管理
- (3) 広報物の回覧・配布
- (4) 会員の親睦、交流活動
- (5) 防犯・防災の活動（災害・災難等の緊急時に救出、安否情報確認のため）
- (6) その他総会で議決された活動

(提供)

第7条 個人情報は次に掲げる場合を除き本人の同意を得ずに第三者へ提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (3) 鎌倉市および公共目的の団体が本会に関わる業務を遂行することに協力する必要がある場合

(管理)

第8条 取得した個人情報は会長または会長が指定する役員(TTQ 隊員、民生委員、子ども会役員を含む)が保管し適正に管理するものとする。任期終了時には取得した個人情報は本人と会長の責任のもとで適切かつ速やかに廃棄するものとする。

(訂正・苦情の処理)

第9条 訂正、苦情、削除等の申し出があつた場合は適切な対応に努める。相談窓口は総務部とする。

以上